

10月2日

大都市税財政制度調査特別委員会

午後3時00分開会

○橋本委員長 ただいまから、大都市税財政制度調査特別委員会を開会いたします。

本日の日程はお手元に配付のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、委員会における調査研究といたしまして、日程第1の「指定都市「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成30年度）（通称：青本）」について」を議題といたします。

本日は理事者に御出席いただいておりますので、それぞれ御説明いただきたいと思っております。

それでは、理事者の方、よろしく願いいたします。

○唐仁原財政局長 それでは、大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望につきまして御説明させていただきます。

国家予算等の要望活動につきましては、指定都市市長会と指定都市議長会が共同で、例年7月と10月に政党や関係省庁に対しまして実施しております。一つは、7月29日の本特別委員会において御説明させていただきました通称白本と呼ばれるものでございまして、各省庁の概算要求の時期に合わせて要望活動を実施したところでございます。もう一つは、本日これから御説明させていただきます通称青本と呼ばれるものでございます。

それでは、お手元の資料1をごらんいただきたいと存じます。まず1、趣旨及び概要にございますとおり、都市税源の拡充強化などによる大都市の実態に即応した税財政制度の確立を目的といたしまして、国の予算編成時期に合わせて、政党や関係省庁に対して要望するものでございます。

次に、2（1）取りまとめの経過でございますけれども、7月中旬から8月にかけて要望文案を作成いたしまして、9月中旬に各市の市長及び議長の了承をいただきまして要望文を確定したものでございます。

次に（2）今後の要望活動でございますけれども、政府・政党及び衆議院・参議院総務委員会への要望につきましては、本年度の幹事市でございます静岡市が実施する予定でございます。また、10月30日には指定都市税財政関係特別委員長会議の開催が予定されておりますので、本市からは本特別委員会の橋本委員長に会議への出席をお願いする予定でございます。そして、この会議におきまして具体的な要望方法等について協議、決定される予定でございます。その後、11月に各政党への要望活動、通称党派別要望が実施される予定でございますので、本委員会の委員の皆様から所属政党の国会議員に対しまして

要望を行っていただく予定でございます。

それでは、要望の内容につきまして、資金課担当課長、後藤から説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

○後藤資金課担当課長 それでは、お手元の冊子で御説明させていただきます。青い表紙の資料2をごらんいただければと存じます。

2枚おめくりください。左側のページの目次でございますが、上から、重点要望事項、要望事項、それぞれについての要望事項詳細説明、最後に資料編という構成となっております。

右側のページ上段には、本要望の趣旨を記載しております。1段落目には、財政需要の増加や地方法人税の影響により都市税源は不十分な状況であること、2段落目には、厳しい社会経済状況の中でも指定都市は圏域の中核都市として先駆的、先導的な役割を果たすため、少子高齢化対策などの緊急かつ重要な施策を積極的に推進していく必要があること、3段落目では、新たな国と地方の役割分担に応じた税の配分となるよう、地方税財源の拡充強化、都市税源の拡充強化など、大都市の実態に即応した税財政制度の確立を要望するとしております。なお、この要望は、下段に記載のとおり指定都市の市長、議長連名での要望となっております。

1枚おめくりください。要望書の1ページでございます。重点要望事項の要望文でございますが、税制関係及び財政関係それぞれ3項目ずつで、昨年度と同様の項目数、項目内容となっております。

1枚おめくりいただきまして、3ページをお開きください。その他の要望事項でございますが、税制関係で6項目、財政関係で2項目となっております。要望事項、項目数は昨年度と同様の内容となっております。

それでは重点要望事項について御説明いたしますので、7ページをお開きください。税制関係要望の1、真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正でございますが、右側のページ上段の図をごらんください。左の箱にありますとおり、現状の税の配分状況は、国が6、地方が4となっておりますが、一方、地方交付税や国庫支出金等を加味した税の実質配分は右側の箱のとおり国が3で地方が7となり、大きな乖離がございます。こうしたことから、下段の図にありますとおり、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国、地方間の税の配分をまずは5対5に、さらに、国と地方の新たな役割分担に応じ地方税の配分割合を高めていくこと、また、地方間の財政力格差の是正については、法人

住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うことを要望するものでございます。

1枚おめくりください。2の大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化でありますが、左側のページ下段のグラフをごらんください。こちらは、都市的財政需要について全国平均と比較したものでございます。都市基盤整備などを行います土木費の人口1人当たりの比較では、指定都市は全国平均の1.4倍、また、生活保護費などが含まれます民生費では1.39倍となっているなど、人口集中、産業の集積などに伴う都市的課題から生じる大都市特有の財政需要を抱えているところでございます。しかしながら、10ページの上段のグラフのとおり、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合は極めて低い状況でございますので、これらの配分割合を拡充することを要望するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、3の事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設でありますが、左側のページ下段の枠内にございますとおり、児童福祉、民生委員、身体障害者福祉、生活保護などの大都市特例事務につきましては、指定都市が道府県にかかわって実施しておりますが、そうした事務に必要な財源につきましては税制上の措置が不十分な状況でございます。このため、右側のページの図にございますとおり、道府県にかかわって負担している大都市特例事務に係る経費の税制上の措置不足額及び新たな事務移譲、権限移譲に伴う所要額について、道府県から指定都市への税源移譲による大都市特例税制を創設するよう要望するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、財政関係要望の1、国庫補助負担金の改革でありますが、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること、また税源移譲されるまでの間、地方が必要とする国庫補助負担金の総額を確保するとともに、事業規模や用途に関する要件の緩和など制度改善を要望するものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2の国直轄事業負担金の廃止でありますが、国と地方の役割分担の見直しを行った上で、国が行うこととされた国直轄事業については地方負担を廃止すること、また現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲することを要望するものでございます。

1枚おめくりください。3の地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止でござ

いますが、地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方向的な削減は決して行うべきでなく、地方交付税総額については歳出特別枠を堅持するとともに、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで必要額を確保すること、地方の保有する基金の増加や現在高を理由とした地方財源の削減は行わないこと、地方の財源不足の解消は地方交付税の法定率の引き上げによって対応すべきで、臨時財政対策債は速やかに廃止すること、地方交付税の算定に当たっては大都市特有の財政需要を的確に反映させるとともに、各地方公共団体における予算編成に支障が生じないように地方交付税額の予見可能性の確保に努めることを要望するものでございます。

22ページから30ページには、その他の要望事項がございまして、特に変更があった要望項目について御説明いたしますので、25ページをお開きください。税制関係要望の4、固定資産税の安定的確保でございまして、これまでの償却資産に対する要望に加え、枠内の下2行にございまして、土地の負担調整措置については現行の商業地等の据置措置を廃止し、負担水準を70%に収れんさせる制度とすることの要望を上げておりました、具体的には右の26ページ下の参考の図をごらんください。グラフ右肩の負担水準とは、当該年度の評価額に対する前年度課税標準額の割合でございまして、現在商業地等では負担水準が60%から70%におさまる場合は前年度課税標準額に据え置きとなりますが、この据置措置の水準にある土地間の税負担の不公平が課題となっていることから、この据置措置を廃止し、右側の図のとおり負担水準を70%に収れんさせ、負担水準の均衡化及び負担調整措置の簡素化を図るよう要望するものでございます。

33ページ以降は、大都市特有の財政需要を抱えている指定都市の実態を資料とともに説明しているものでございますので、後ほど御参照いただければと思います。

大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成30年度）の説明は以上でございます。

○橋本委員長 ありがとうございます。説明は以上のとおりです。

ただいまの説明につきまして、質問等がございましたらお願いいたします。

○末永委員 御説明ありがとうございます。4ページの要望事項（財政関係）のところなのですが、2の地方債の借入条件等の改善と保証金免除繰上償還の実施のところなのですが、昨年度の平成29年度の要望によると、一番最後の「さらに」のところ、地方の実情に応じた防災・減災対策の一層の推進が必要とされることから、平成29年度以降も延長することという記述があるのですが、平成30年度の文言だとそれがごっそり削られて

いまして、さらに平成30年度の「公共施設等の適正管理の推進」という文言が平成29年度では、集約化、複合化及び転用事業のところが適正管理の推進と、また「恒久的な措置とすること」というのが変わっているのですよね。その背景について教えていただければと思います。

○三富財政部長 ただいまの御質問でございますが、30ページの地方債の借入条件等の改善と補償金免除繰上償還の実施について、制度自体が変わってきてございます。まず1点目でございますが、緊急防災・減災事業についての記述がなくなっておりますけれども、それにつきましては時限措置とされていたものが平成32年度まで継続されたということで、要望の成果が出ているものでございます。公共施設の集約化、複合化、転用事業に係る地方債でございますが、公共施設の最適化事業債につきまして、長寿命化ですとかコンパクトシティの推進ですとか、それから熊本の地震の災害の状況を受けまして庁舎機能を強化する、保全するという課題がございましたので、そういった内容が新たに拡充されたものでございます。そういう意味で強化されているということでございます。

○末永委員 ありがとうございます。今おっしゃったように長寿命化だったりコンパクトシティの推進等々、庁舎機能の充実ですか、そういうものも背景にあるということで、地方の実情に応じた防災・減災対策の推進という文言が削られるというのは、意味合いとして防災・減災対策は非常に重要だと思うんですよね。ですから、ごっそり削るのはどうかなと思うんです。防災・減災は重要ですから、これもしっかりとわかりやすく残していくことは必要なのではないかと思います。

また、1点質問なのですけれども、公共施設等とあるのですが、「等」というのはどこまで含まれているのでしょうか。

○後藤資金課担当課長 こちらの「公共施設等」でございますけれども、この中には本庁舎の建てかえ、本庁舎機能の保全ということで公用施設の会館も一部含まれているということがございますので、こちらで公共施設等という表現をしておるところでございます。

○末永委員 わかりました。ありがとうございます。来年度以降も文言にぜひしっかりと盛り込んでやっていただけるよう要望いたします。終わります。

○田村委員 参考までに質問したいのですけれども、11ページの事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設というところで、これは昨年度の要望では3,400億円ということで、今回は3,500億円で100億円増加しているということですが、これは児童福祉、民生委員等々の事務経費が増加してきているということの解釈でよろしい

でしょうか。

○後藤資金課担当課長 委員のおっしゃるとおりでございます、児童福祉ですとか民生委員にかかる経費が、多少増減はあろうかと思うのですけれども、全体としてはふえていくということで御理解いただければと思います。

○田村委員 ちなみに、税制上の措置不足額が2,000億円ですけれども、本市はどれくらいの金額ですか。

○後藤資金課担当課長 本市におきましては、税制上の措置不足額としては149億円ということで算定をしておるところでございます。

参考までになのですけれども、大都市特例に係る経費といたしましては、全体として195億円、税制上の措置済み額としては46億円ということで算定をしておるところでございます。

○田村委員 ありがとうございます。間違ったら申しわけないのですが、ことし県費教職員の権限が移譲されたということで、これは結局、大都市特例税制の創設をしてそういったものが進んでいったわけですけれども、今後こういった福祉関係、児童福祉、民生委員の足りない部分について移譲できるような取り組みとしては、同じような方法をとっていくということなのですか。

○後藤資金課担当課長 道府県で行っている事務について大都市特例で指定都市がかわりに行っているということになりますので、基本的には道府県から税源移譲するということを中心になってくるかと存じます。

○田村委員 そうすると、県費の場合は所得割から2%税源移譲しているということですから、それは県との中で議論していただいて移譲していかなくてはいけないということですね。変な話、特別自治市に向かっていくとそれがやりやすいとかというのはあるのですか。方向性の関係ですけれども、そういう問題ではないのですか。

○後藤資金課担当課長 大都市特例と特別自治市ということは直接的にリンクしているということはないかと思っておりますので、あくまでもこちらで要望していくのは、今の制度の中で大都市特例、県のかわりにやっていくものについての税制措置ということでございます。現状では道府県からの税源移譲を想定しているところでございます、特別自治市等につきましては、またそれはそれで別の議論として税源の配分等について検討していくことが必要であろうかと存じます。

○田村委員 ありがとうございます。サービスを受けるのは指定都市で、税金を払うのは

県にというこのねじれ現象が何とか解消できればと思っております。

○堀添委員 前も聞いたかもしれないのですが、最初の真の分権型社会の実現のためのということで、現在の国と地方の6対4をまずは5対5にしていく、その後、抜本的な見直しの上でとなっていると思うのですが、現状で言うと地方税、国税の割合は4対6で、国からの移譲分等を含めて地方は39兆円余が72兆円余と財政規模として見ているということだと思います。ただ、後ろのほうで指定都市での地方交付税の割合等々が入っているのですが、これはあくまで都道府県、市町村を含めたトータルでの金額だと思うのですが、指定都市の場合ですと後から移譲される地方交付税等の部分が圧縮されていて、4対6よりはもう少し5対5に近いのではないのかなという気もするのですが、そのあたりというのは指定都市としてどうなのだという議論も必要のような気がします。そのあたりはもし実態がわかれば教えていただきたいのと、4対6は地方六団体の申し合わせで必ずこういうふうにしてくれということなのかどうか、その辺を教えてくださいませんか。

○三富財政部長 ただいまの御質問でございますが、現状の配分が4対6をまずは5対5とするということございまして、地方全体の考えとしては税源を国から近接性の原則に沿って地方に配分をしてくれということでございますが、ここの絵でございますように、まずは5対5にしてくれということについては指定都市独自の考えでございます。さらに一歩進んで、交付税も含めてさらに地方の配分割合をふやしていきたいというのが指定都市の考えでございますが、ただ、交付税につきましては財源の調整機能、財源の保障機能がございしますので、そこを全部、交付税制度を廃止するということではございません。ですから、国の役割は一定程度残りますし、交付税としての役割も残ることになるかと思っております。

○堀添委員 そうしますと、指定都市についても税の配分は現状4対6程度の状況になっているということなのでしょうか。例えば本市ですと一般会計で市税収入が5割ぐらいまで行っているかと思うのですが、そのあたりはどうなのでしょう。

○山崎税制課長 委員御指摘の地方税の部分の県と市の割合ということでございますが、この資料に基づいて県と市の割合がどうだというような比較はしてございません。真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正の項目については、あくまで国から地方へという全体的な話ですので、都道府県を含めてこの表はつくってございますので、ここの中での分けての分析、割合はどうすべきだということでの議論は特にはしていません。

ところでございます。

○堀添委員 そうしますと、国からすると、指定都市にはもう5割配分していますよという話になってしまうのであれば、これはあくまで指定都市のですから、先ほど5対5というのは指定都市独自ということだったと思うのですけれども、指定都市としての現状を踏まえて出していくほうがよりいいような、もちろん地方全体での取り組みも重要ですが、あくまで大都市で特例的な、この後もいろいろな大都市特有の税制であったり、あるいは事務作業があったり等々が書かれているわけですから、税の配分についても地方も含めた以上という話が当然出てくるような気がしますので、そうすると、その前提として4対6とかではなくて、もうちょっと現状を踏まえた形で議論をしていく。せっかく指定都市20市の要望なのですから、そのほうがいいのではないのかなと思いましたので、これは要望ということで御検討いただければと思います。

○橋本委員長 ほかにないようでしたら、以上で「指定都市「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成30年度）（通称：青本）」について」の調査研究を終わります。

理事者の方、退室をお願いいたします。どうもありがとうございました。

（ 理事者退室 ）

---

○橋本委員長 次に、今後の委員会日程でございますけれども、改めて御相談をさせていただきたいと思いますので、御了承のほどお願いいたします。詳細につきましては事務局から連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。

（ なし ）

○橋本委員長 それでは、以上で本日の大都市税財政制度調査特別委員会を閉会いたします。

午後3時26分閉会